

岩手医科大学受託研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手医科大学(以下「大学」という。)における受託研究の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1)「受託研究」とは、大学が企業、政府関係機関又は地方公共団体等学外機関(以下「委託者」という。)から研究費等を受け入れて、委託者から委託された特定の課題について職務として行う研究をいう
- (2)「研究担当者」とは、受託研究の実施に当たり、当該研究に直接参加する大学の教職員等をいう。また、「研究協力者」とは、研究担当者以外の者で当該研究に協力する者をいう
- (3)「研究代表者」とは、研究担当者のうち、当該受託研究を統括する者をいう
- (4)「知的財産権」とは、岩手医科大学職務発明規程(以下「職務発明規程」という。)第2条第1項第4号に規定するものをいう
- (5)「著作物」とは、岩手医科大学著作権取扱規程(以下「著作権取扱規程」という。)第2条第1項に規定するものをいう
- (6)「研究成果有体物」とは、岩手医科大学研究成果有体物取扱規程(以下「研究成果有体物取扱規程」という。)第2条第2項に規定するものをいう

(受け入れの原則)

第3条 受託研究は、大学の教育研究上有意義であって、教育研究及び診療に支障をきたす恐れがなく、かつ、本学の諸規程に抵触しないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(研究者)

第4条 大学は、受託研究毎に、研究代表者を1名定めることとする。

- 2 大学は、受託研究の遂行上、研究協力者の参加が必要と認めた場合には、委託者の同意を得た上で、受託研究に参加させることができるものとする。
- 3 受託研究と併せて、委託者が、委託者の組織に所属する研究員を大学に派遣(以下「受託研究員」という。)し、研究担当者の当該受託研究員に対する当該研究についての技術指導、学識の教授等の依頼があるときは、大学はこれを受け入れることができるものとする。
- 4 受託研究員の受け入れに関する事項は、別に定めるものとする。

(受け入れ条件)

第5条 大学は、受託研究の受け入れに当たっては、原則として次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 大学は、受託研究を一方向的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申し出があった場合には、委託者との協議の上、中止を決定することができるものとする
- (2) 受託研究において発生した知的財産権は、原則これを第三者に対し無償で使用させ又は譲渡することはできないものとする
- (3) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、大学はその責を負わないものとする。この場合、委託者にその事由を書面により通知するものとする
- (4) 受託研究を完了し、又は中止し、若しくはその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じた場合は、委託者と協議の上返還することができるものとする。ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は返還しないものとする
- (5) 受託研究に要する経費を委託者が支払う期日は、別途定めるものとする
- (6) 前各号に定めるものの他、大学が特に必要とする場合は、条件を付すものとする

(申し込み)

第6条 受託研究の申込みをしようとする委託者は、別に定める受託研究申込書を、研究担当者の所属する講座等の責任者(以下「責任者」という。)から契約担当課、知的財産本部を経て学長に提出するものとする。

(受け入れの決定)

第7条 受託研究の受け入れの可否について審議するため、審査委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

- 2 委員会は、学長、副学長、学部長、共通教育センター長、リエゾンセンター長及び学長の指名する者若干名をもって構成するものとする。
- 3 委員長は、学長がこれにあたり、委員会を招集して、議長となるものとする。
- 4 委員長は、委員以外の教職員を委員会に出席させ、その意見を聴くことができるものとする。
- 5 委員会は、第3条に定める受け入れの原則並びに岩手医科大学利益相反ポリシー、岩手医科大学医学部・歯学部・薬学部倫理委員会規程、岩手医科大学動物実験委員会規程、岩手医科大学組換え DNA 実験安全管理規則に基づいて審議等必要な場合は、事前に岩手医科大学利益相反マネジメント委員会、岩手医科大学医学部・歯学部・薬学部倫理委員会、岩手医科大学動物実験委員会、岩手医科大学組換え DNA 実験安全委員会から文書による承認に基づき審議するものとする。
- 6 委員長は、前項の審議に基づき、受託研究の受け入れの可否を決定するものとする。

(受け入れの通知)

第8条 学長は、受託研究の受け入れを決定したときは、知的財産本部を経て、別に定める受託研究受入決定通知書により申込者に通知するものとする。

(契約の締結及び通知)

第9条 大学及び委託者は、受託研究の実施に当たり、両者協議の上、受託研究契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約書には、次の各号に掲げる事項を記すものとする。

(1) 当該研究の経費及び研究期間に関する事項

(2) 当該研究の中止に関する事項

(3) 当該研究の結果生じた知的財産権等の権利帰属、その取扱い、守秘義務等に関する事項

(4) 当該研究のために取得した設備等の帰属に関する事項

(5) 当該研究の成果の公表の時期、方法等及び守秘義務等に関する事項

(6) 当該研究のため委託者から提供を受ける情報、試料等の利用範囲、守秘義務等に関する事項

(7) 研究遂行中の事故、補償等に関する事項

(8) 受託研究員を受け入れるときは、当該研究者の受け入れ条件、服務等に関する事項

第10条 契約担当者は、受託研究契約を締結したときは、知的財産本部を経て、学長、責任者、研究担当課にその旨を通知するものとする。

(研究に要する経費)

第11条 委託者は、人件費(謝金を含む。)、旅費、備品費、消耗品費、設備費等の受託研究の遂行に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)及び受託研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)の合算額を負担するものとする。

2 前項の規定により委託者の負担する額を算出する場合の間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の間接経費の額の決定は、受託研究契約の定めによるものとする。

(1) 委託者が政府関係機関又は地方公共団体等(政府関係機関又は地方公共団体からの再委託により研究を委託するもの及び社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与することが期待されるものを含む。)である場合

(2) 大学の教育研究上極めて有意義であると学長が認めるもの

(研究の開始)

第12条 研究担当者は、委託者が受託研究費を受託研究契約書に定める期日までに、大

学に納入しなければ受託研究を開始できないものとする。ただし、委託者が政府関係機関又は地方公共団体等の公的機関のときは、委託者との協議の上、受託研究実施に関する内諾通知等を受けたとき若しくは第10条の規定により研究担当課に通知されたときから受託研究を開始することができるものとする。

(研究に要する設備)

第13条 大学は、受託研究の遂行上必要があると認めるときは、委託者の所有する設備、備品等は無償で受け入れることができるものとする。

2 前項の規定により受け入れる設備、備品等の帰属及び搬入、搬出、設置等の経費支出については、原則として委託者が負担するものとする。

(設備の帰属)

第14条 受託研究経費により取得した設備等は、大学に帰属するものとする。

2 前項の規定は、受託研究が中止となったときも適用するものとする。

(研究の中止又は延長)

第15条 研究担当者は、受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちにその旨を研究代表者、責任者、知的財産本部を経て学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長できるものとする。

(完了の報告)

第16条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、受託研究完了報告書により研究代表者、責任者、知的財産本部を経て学長に報告するものとする。

2 大学は、契約で定める期日までに、委託者に対して当該受託研究の成果について報告しなければならないものとする。

(知的財産の取扱い)

第17条 受託研究の結果生じた知的財産権、研究成果有体物及び著作物の取扱いについては、契約の定めのある場合を除き、職務発明規程、研究成果有体物取扱規程、著作権取扱規程及びこの規程の定めるところによるものとする。

(知的財産権の帰属)

第18条 受託研究による発明等に係る知的財産権等は、職務発明規程に規定するもののほか、大学と外部機関等との協議に基づく別の定めによるものとする。

(特許権等の実施)

第19条 大学は、受託研究の結果生じた発明等で、大学に承継された知的財産権等を委託者又は委託者の指定する者に限り、独占的に実施させる期間（大学と委託者が協議して定めた期間をいう。）を定め、これを実施させることができるものとする。

2 前項の場合における独占的实施期間については、公共性及び公平性を考慮の上、必要に応じて更新等することができるものとする。

3 大学は、委託者又は委託者の指定する者が第1項に規定する独占的实施の期間において、正当な理由なく実施しないときは、委託者及び委託者の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権等の実施を許諾することができるものとする。尚、第三者への当該知的財産権の実施許諾の条件は、委託者との協議により定めるものとする。

4 大学は、第1項又は前項により、当該知的財産権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

（出願）

第20条 大学は、共有となった知的財産権に係る出願又は申請を行うときは、委託者と持分等を定めた共同出願等契約を締結するものとする。

（研究成果の公表）

第21条 研究成果の公表の時期及びその方法は、契約等に定めのある場合を除き、知的財産本部、研究担当者及び委託者との協議により決定するものとする。

2 委託者から、大学に対して、研究成果の公表の中止（契約等に定めるものを除く。）について要請があったときは、知的財産本部、研究担当者及び委託者との協議により決定するものとする。この場合において、研究成果を公表しないことが、公共性及び公平性を著しく損なうことがない等の配慮をするものとする。

（秘密の保持）

第22条 大学及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、予め協議の上、非公開とする旨定めることができるものとする。

（雑則）

第23条 契約にあたっては、委託者が企業等組織の場合は、原則として当該組織の長と締結するものとする。

2 この規程に定めるものの他、受託研究の取扱いについて必要な事項は、別に定めることができるものとする。

3 附属病院における医薬品等の臨床研究の受託に関する取扱いについては、附属病院長が別に定めるものとする。

(事務局)

第24条 本規程に定める事務は、知的財産本部リエゾンセンター事務室、学務部研究助成課で分担して行うものとする。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、リエゾンセンター運営委員会で審議の上、知的財産本部の承認を得て、運営協議会で決定するものとする。

附則

1 この規程は、平成19年7月30日から施行する。

2 平成19年4月1日施行の「岩手医科大学受託研究費取扱規程」は、平成19年7月29日を以て廃止する。

3 この規程の施行日より前に、前項の規定により廃止された規程(以下「旧規程」という。)に基づき契約がなされた受託研究の取扱いは、当該受託研究が完了するまで、旧規程を適用するものとする。